資料No.１

地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定について

■　趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）が公布され、医療法、社会福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法等が改正された。

これらの法改正により、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた社会福祉施設等の基準については、地方公共団体が条例で定めることになった。

■　条例制定の概要

１　基準を定めるに当たっての考え方

条例で基準を定めるに当たっては、各法律に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、又は厚生労働省令で定める基準を標準とし、若しくは参酌して定めることとされており、その概要は、次のとおりである。

基準の区分	条例で定める基準（主なもの）
従うべき基準 必ず適合させなければならない基準。その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容の基準を定めることはできないもの。	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等（守秘義務等）　等に関する基準
標準とする基準 通常よるべき基準。合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの。	利用定員、施設規模に関する基準
参酌すべき基準 その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの。	構造設備、非常災害対策、運営規定、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務、等に関する基準

２　検討結果

現在の厚生労働省令ごとに20条例を定めることとしており、条例を定めるに当たり、厚生労働省令で定められた基準の内容について、サービス利用者の利便性の向上やサービス事業者の事業運営に与える影響の視点及び基準に係るこれまでの県への意見等を踏まえて検討した結果、次のとおりとり進めることとしている。

なお、条例制定後においても、サービスの利用者及び提供者双方の視点から適切なニーズ把握に努め、必要に応じ、基準について所要の見直しを行うこととする。

（1） 独自基準を設ける条例　　５条例

次の理由から、現在の国の基準と異なる独自基準を設けることとする。

ア　沿岸 12 市町村において、既に東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）（いわゆる「復興特区法」と呼ばれているもの）により、現在の国の基準に対する特例措置が講じられており、条例においても同様の内容の基準を設ける必要があると認められること。

【特例措置】

①　病院や診療所との連携が確保され入所者の健康管理等を適切に行うことができると知事が認める特別養護老人ホームや介護老人保健施設は、医師の配置を要しないこととしたり、地域の実情に応じた適当数とすることができること。

②　病院や診療所との連携が確保され訪問リハビリテーションを適切に行うことができると知事が認める場合は、訪問リハビリテーション事業所の開設主体を、病院、診療所、介護老人保健施設に限定しないこと。

イ　特別養護老人ホームについて、経済動向や待機者の状況、入所希望者のニーズを踏まえ、居室定員を増員することができるようにする必要があると認められること。

※　ア及びイの条例数は、２条例が重複するもの。

（2） 現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする条例　　15 条例

次の理由から、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とすることとする。

ア　「従うべき基準」については、従来厚生労働省令で定められていた基準を事業者にとってより厳しくすること（独自基準の設定）は可能とされているが、これまで適切に事業運営・サービス提供がなされている実態に鑑みれば、独自基準を設けることは事業者側に過大な負担を強いることとなること。

イ　「標準とする基準」については、これまでの基準が適正なサービスの提供、健全な事業運営の確保といった観点から妥当かつ合理的なものであり、これまでの基準を変更する合理的な理由がないこと。

ウ　「参酌すべき基準」については、サービス利用者及び提供者のニーズ等に鑑み、これまでの基準を変更する必要性が認められないこと。

３　制定する条例について

医師、歯科医師を除く病院従事者の配置基準、救護施設等、養護老人ホーム等及び児童福祉施設等の設備等に関する基準並びに障がい福祉サービス事業者の指定等に関する基準について、次の条例を制定する予定。

	条例名（案）	対象施設（事業者）	現行の国の基準	独自基準
1	医療法施行条例	病院、診療所	医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第２条の２、第６条の６、第 19 条、第 21 条、第 21 条の２、第 21 条の４、第 30 条の 33	無

2	救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）	無
3	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）	無
4	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）	有
5	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	有
6	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	有
7	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）	有
8	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）	有
9	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）	無
10	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）	無
11	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、短期入所、共同生活介護）	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）	無
12	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）	無
13	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練等）	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）	無

14	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）	無
15	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	地域活動支援センター	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）	無
16	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉ホーム	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）	無
17	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）	無
18	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）	無
19	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	無
20	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準を定める条例	婦人保護施設	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）	無

■　条例制定までのスケジュール

○　５月 30 日から６月 29 日まで　　パブリックコメントの実施
　　（医療審議会及び社会福祉審議会委員各位並びに各種団体等へ意見照会）

○　８月下旬まで　　条例案の作成

○　９月県議会　　条例案の提出

都道府県条例で定めることとされた事項と県の対応について
（医療推進課所管：医療法施行条例）

医療法で条例に委任された事項	医療法条項	従うべき基準	参酌すべき基準	従うべき又は参酌すべき基準（医療法施行規則の条項）	県の対応
既存病床数及び申請病床数の補正の基準	７の２（４）	●		医療圏における既存病床数の算定において、放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの等について、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。 (30 の 33)	示された基準を県の基準として条例制定
既存病床数算定の際の老健の入所定員数に関する基準（※１）	７の２（５）	●		入所定員数に 0.5 を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなす。 (2 の 2)	〃
専属薬剤師の配置基準	18	●		病院又は医師が常時３人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。 (6 の 6)	〃
病院従業者の配置基準（医師・歯科医師を除く）（※２）	21（１）	● 薬剤師 看護師 准看護師 看護補助 栄養士	● 診療放射線技師 ＯＴ・ＰＴ 事務員 その他	【薬剤師】精神・療養入院患者/150＋一般・感染・結核入院患者/70＋外来患者取扱処方箋/75 【（准）看護師】療養・精神・結核入院患者/4＋感染・一般入院患者/3＋外来患者/30 【看護補助者】療養入院患者/4 【栄養士】病床数 100 以上の病院にあつては１ 【診療放射線技師・事務員その他】病院の実状に応じた適当数 【ＯＴ・ＰＴ】療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数 (19(2)(3))	〃
病院の施設に関する基準（消毒施設・洗濯施設・談話室・食堂・浴室に限る）	21（１）		●	【消毒・洗濯施設】入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの 【談話室】談話を楽しめる広さ（療養病床を有する病院に限る） 【食堂】療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さ（ 〃 ） 【浴室】身体の不自由な者が入浴するのに適したもの（ 〃 ） (21)	〃
療養病床を有する診療所の従業者の配置基準（医師・歯科医師を除く）（※２）	21（２）	● 看護師 准看護師 看護補助	● 事務員 その他	【（准）看護師】療養入院患者/4 【看護補助者】療養入院患者/4 【事務員その他】実状に応じた適当数 (21 の 2(2)(3))	〃
療養病床を有する診療所の施設に関する基準（談話室・食堂・浴室に限る）	21（２）		●	【談話室】談話を楽しめる広さ（療養病床を有する病院に限る） 【食堂】療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さ（ 〃 ） 【浴室】身体の不自由な者が入浴するのに適したもの（ 〃 ） (21 の 4)	〃

※　これまで医療法及び同施行規則で定められていた経過措置（※１　既存病床数の補正（当面の間入所定員×0 を既存病床数とみなす）及び　※２　療養病床に係る看護師等の経過措置（平成 30 年３月 31 日まで入院患者/6））については、同様に経過措置として条例に規定する予定。

意見検討結果一覧表　医療推進課所管：医療法施行条例

番号	意　見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	【対象条例名：医療法施行条例】 独自基準を設ける必要がないか、更に検討を行うべき。	今回の法改正で県条例に委任された事項については、本県における医療の提供者及び受け手双方の状況と、他都道府県の動向等を踏まえて検討の結果、独自基準の設定を見送ることとしたものです。なお、引き続き必要性の有無について検討することとしています。 また、本県では、既に東日本大震災津波に伴う復興特区制度の一環として、医師の配置基準等について特例を設けております。（今回の条例委任事項の範囲外）	C
2	【対象条例名：医療法施行条例】 特に久慈地域においては、今回の津波により病院や診療所は大きな被害を受けていないが、津波浸水予想区域に立地する病院や診療所もあることから、立地条件に関する規定を県独自に定めるべき。	病院や診療所の立地条件に関する規制については、今回の法改正による条例への委任事項に含まれていないことから、意見を踏まえた条例案の作成は困難です。 なお、災害時における病院及び診療所の患者の避難等について、医療法に基づく立入検査の際に、マニュアルの作成や訓練等について確認し指導を徹底していきます。	D
3	【対象条例名：医療法施行条例】 病院における薬剤師業務は、外来患者への調剤業務が減少する中、病棟業務の必要性が増している。特に医師不足が深刻な当県では、今後の医師の負担軽減、チーム医療の推進、薬物療法の質の向上、医療安全の確保等を考慮し、病棟ごとに専任の薬剤師の配置が望ましく、現行の配置基準に加え、「病棟ごとに専任の薬剤師を配置すること（が望ましい）」の文言を盛り込むべき。	病院における薬剤師業務の重要性については御意見のとおりと認識しておりますが、現在の配置基準は、病棟の機能や調剤数をもとに算定するものであり、一定の合理性を有していると考えられることから、今般の条例制定に当たって、病棟ごとに一律に専任薬剤師を配置するという独自基準の設定については、慎重な検討が必要と考えます。	C
4	【対象条例名：医療法施行条例】 療養病床を有する診療所においてもリハビリテーションニーズに沿った医療の提供が行われることが多くなっている現状がみられる。このことから、理学療法士及び作業療法士の配置基準に関しては、病院従業者の配置基準に準じ、療養病床を有する診療所においても、実情に応じた適当数を置くよう基準を設けるべき。	現行の基準においても「事務員その他の従業者」として、理学療法士及び作業療法士を含めて、「実情に応じた適当数」を配置することが既に定められており、新たに県独自基準として設定することは不要と考えます。	C

備考　「決定への反映状況」欄は、次に掲げる区分を記載しています。

区　分	内　容
Ａ（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
Ｂ（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
Ｃ（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
Ｄ（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
Ｅ（対応困難）	Ａ・Ｂ・Ｄの対応のいずれも困難であると考えられるもの
Ｆ（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

都道府県条例で定めることとされた事項と県の対応について
（長寿社会課所管：特別養護老人ホーム設備運営基準条例等）

１　制定条例

（１）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（２）指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

（３）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（４）指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（５）介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

２　条例で定める基準等について

基準の区分	条例の種類				
	特別養護老人ホーム	指定介護予防サービス	指定居宅サービス	指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設
従うべき基準	・職員の資格要件 ・職員の配置基準 ・居室等の面積基準 ・サービス提供拒否の禁止 ・利用者に対する重要事項の説明 ・入所者の入院期間中の取扱い ・人権に直結する運営基準（守秘義務等） ・事故発生時の対応等に関する基準　等	・職員の配置基準 ・居室等の面積基準 ・サービス提供拒否の禁止 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・利用者に対する重要事項の説明 ・人権に直結する運営基準（守秘義務等） ・事故発生時の対応等に関する基準　等	・職員の配置基準 ・居室等の面積基準 ・サービス提供拒否の禁止 ・同居家族に対するサービス提供の禁止 ・利用者に対する重要事項の説明 ・人権に直結する運営基準（守秘義務等） ・事故発生時の対応等に関する基準　等	・職員の配置基準 ・居室等の面積基準 ・サービス提供拒否の禁止 ・利用者に対する重要事項の説明 ・人権に直結する運営基準（守秘義務等） ・事故発生時の対応等に関する基準　等	・職員の配置基準 ・居室等の面積基準 ・サービス提供拒否の禁止 ・利用者に対する重要事項の説明 ・人権に直結する運営基準（守秘義務等） ・事故発生時の対応等に関する基準 ・医師の診療方針　等
標準とする基準	該当なし	・利用定員（指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護）	・利用定員（指定療養通所介護、指定短期入所生活介護、ユニット型指定短期入所生活介護）に関する基準	該当なし	該当なし
参酌すべき基準	・構造設備の基準 ・非常災害対策に関する基準 ・運営規程の策定 ・衛生管理に関する規定 ・緊急時の対応 ・苦情解決に関する規定 ・管理者の責務 ・入退所に関する規定 ・健康管理の基準 ・サービス提供の記録義務　等	・構造設備の基準 ・非常災害対策に関する基準 ・運営規程の策定 ・衛生管理に関する規定 ・緊急時の対応 ・苦情解決に関する規定 ・管理者の責務 ・介護予防支援事業者との連携 ・サービス提供の記録義務　等	・構造設備の基準 ・非常災害対策に関する基準 ・運営規程の策定 ・衛生管理に関する規定 ・緊急時の対応 ・苦情解決に関する規定 ・管理者の責務 ・訪問介護計画等の作成 ・サービス提供の記録義務　等	・構造設備の基準 ・非常災害対策に関する基準 ・運営規程の策定 ・衛生管理に関する規定 ・緊急時の対応 ・苦情解決に関する規定 ・管理者の責務 ・入退所に関する基準 ・健康管理の基準 ・サービス提供の記録義務　等	・構造設備の基準 ・非常災害対策に関する基準 ・運営規程の策定 ・衛生管理に関する規定 ・緊急時の対応 ・苦情解決に関する規定 ・管理者の責務 ・入退所に関する規定 ・サービス提供の記録義務　等

３　県で定める独自規定について

沿岸 12 市町村においては、先に認定を受けた「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」による特区制度により、現在の国の基準に対する特例措置が講じられているところである。

特区制度は平成 29 年 3 月 31 日まで継続されることから、条例の制定に際しては、附則において、特区制度により指定を受けた事業者に対して、平成 29 年 3 月 31 日までの間、上記条例に定める基準等（特養、老健の医師の配置基準及び訪問リハビリテーション事業所の開設主体に関する規定）を適用しない旨の規定を設ける予定であること。

別紙

【特区法による特例措置の概要】

（１）　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの開設に関する特例措置

（※上記１の（２）、（３）の条例が該当）

沿岸 12 市町村においては、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、医師の指示の下、訪問リハビリテーションを適切に行うことができると知事が認めるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しない。

（２）　特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の医師の配置基準についての特例措置

（※上記１（１）、（４）の条例が該当）

沿岸 12 市町村においては、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事が認めるものについては、医師の配置基準について適用しない。

（３）　介護老人保健施設の医師の配置基準についての特例措置

（※上記１の（５）の条例）

沿岸 12 市町村においては、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと知事が認めるものに係る医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすることができること。

意見検討結果一覧表

（案名：地域主権改革一括法の制定に伴う社会福祉施設等の基準を定める条例（長寿社会課所管分））

番号	意　見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	【対象条例名：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例】 〈介護予防訪問リハビリテーションの開設に関する特例措置の運用に関する意見〉 介護予防訪問リハビリテーション事業所は事業を行うに当たっての事務所との位置づけであり、利用者が利用する施設ではないという理由から、復興特区の推進計画運用ガイダンスの中にある特例措置の要件である「連携医療機関は、事業所から自動車等による移送に要する時間が概ね 20 分以内の距離にあること。」の文言は撤廃するべきではないか。	いただいたご質問については、直接条例に関わってくる部分ではありませんが、以下のとおり考えています。 ご指摘いただいた運用ガイダンスの要件は、特例措置の実施に当たり、一定の基準が必要であると考え、厚生労働省から発出された通知を基に策定したものであるため、文言の撤廃はできません。 ただし、これにより難い特殊な事情がある場合は、具体的な事業計画等の協議のうえ、柔軟に対応していきたいと考えています。	D
2	【対象条例名：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例】 介護予防訪問リハビリ実施時の病院診療所との連携は確保明記されているが、事業所開設時の場所については、病院や診療所の敷地以外となっているが、敷地以外がどこまでの範囲を示すのか明記すべき。	いただいたご質問については、直接条例に関わってくる部分ではありませんが、以下のように考えています。 ご指摘いただいた「敷地以外の範囲」については、「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく復興推進事業の運用ガイダンス」の中で、事業所と連携医療機関との間の距離が、利用者を自動車等で移送する際に要する時間が概ね 20 分以内であることとされています。	D

備考１　「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

２　「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区　分	内　容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3　意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4　計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。